

## 《賃上げ促進税制の変更点》

令和6年4月1日以後開始事業年度の法人から、新たな賃上げ促進税制の適用が始まりました。詳細は下記リンクをご参照下さい。

法人の状況によって、有利な効果が期待できますのでご検討願います。なお個人事業主は令和7年から適用となります。

■賃上げ促進税制の改正について（税理士法人より） [PDFファイル](#)

■賃上げに取り組む経営者の皆様へ（経済産業省HPより） [PDFファイル](#)

ご不明な点等ございましたら、当法人の担当者又は税理士へご相談下さい。

 アーセプト税理士法人  
TEL018-865-1301